平成２６年（フ）第１０５８号
名古屋市守山区川西２丁目104番地　メゾン敏３Ａ、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1713番地　サンパーク幸心603号
債務者　ニコニコキッチン名古屋小幡店こと　野田　英明
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０７号
名古屋市千種区上野１丁目３番２号
債務者　阿部　孝子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１９号
名古屋市中村区新富町２丁目５番６号　リバーサイド平野３Ｃ号
債務者　星野　直子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
青森県八戸市小中野３丁目６番14号、前住所青森県八戸市小中野３丁目25番18号　コーポうわの11号
債務者　板橋ひとみ（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
青森県八戸市長者２丁目８番73号、前住所青森県八戸市南郷区大字島守字ヒノコ前14番地３
債務者　北山　　賢
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
青森県八戸市城下４丁目１番27号　城下荘８号、前住所青森県八戸市城下１丁目10番12号　みゆき荘２Ｆ22号
債務者　村上美千代
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
青森県八戸市沼館２丁目18番19号　光荘１号室、前住所青森県八戸市沼館１丁目13番６号
債務者　織田　榮一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第８４４１号
千葉県千葉市花見川区南花園１丁目８―21―21
債務者　今村　直貴
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４２号
東京都杉並区南荻窪１丁目21―５　エスポワール都206
債務者　櫻井　和美（旧姓作山）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４３号
千葉県流山市東初石２丁目92―25―103
債務者　貝森　文子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４４号
千葉県船橋市夏見２丁目26―15
債務者　鈴木　伸孝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４５号
千葉県千葉市緑区誉田町２丁目２―1252
債務者　秋葉　健司
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４６号
東京都中野区鷺宮１丁目30―18―501
債務者　坂井　那緒
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４７号
千葉県木更津市清見台東１丁目８―２
債務者　堀切由美子（旧姓高川）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４８号
千葉県習志野市実籾５丁目４―20―202
債務者　飯岡友里恵（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４４９号
東京都足立区綾瀬４丁目23―７―203
債務者　久保　一美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部